

別表（第3条、第7条、第8条、第10条関係）

1 対象事業	2 補助対象経費	3 事業実施主体 (直接補助事業)	4 事業実施主体 (間接補助事業)	5 補助率	6 重要な変更	7 その他
1 基金事業 国産農産物生産基盤強化等対策事業費補助金 産地生産基盤パワーアップ事業費補助金	1 生産支援事業 国要綱別表2のI基金事業のメニュー欄の1の(1)に掲げる取組に要する経費	市町村	国要綱別表2のI基金事業のメニュー欄1の(1)の取組主体欄の(3)から(7)に掲げるもの	1/2以内 ただし、農産局長等が別に定める場合にあっては、農産局長等が別に定める率又は額以内とする。	1 補助事業者の名称の変更 2 補助金の増額	ビニールハウス等の農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく園芸施設共済の加入対象となる施設を導入した農業者は、園芸施設共済、又は民間の建物共済や損害補償保険等（天災に対する補償を必須とする。）に加入するものとする。
	2 効果増進事業 国要綱別表2のI基金事業のメニュー欄の1の(2)に掲げる取組に要する経費	(1)県農業再生協議会 (2)地域農業再生協議会		定額（1/2相当）		
	3 生産基盤強化対策 国要綱別表2のI基金事業のメニュー欄の2の(1)～(6)に掲げる取組に要する経費	市町村	国要綱別表2のI基金事業のメニュー欄2の取組主体欄の(3)から(7)及び(9)に掲げるもの	メニュー欄の2の(1)～(3)の取組は1/2以内 メニュー欄の2の(4)～(6)の取組は定額 ただし、農産局長等が別に定める場合にあっては、農産局長等が別に定める率又は額以内とする。	1 補助事業者の名称の変更 2 補助金の増額	
2 整備事業 国産農産物生産基盤強化等対策地方公共団体整備費補助金 産地生産基盤パワーアップ事業費補助金	4 整備事業（収益性向上） （うち地域農業再生協議会長が定める産地パワーアップ計画に基づくもの。） 国要綱別表2のII整備事業のメニュー欄の1に掲げる施設整備に要する経費	市町村	国要綱別表2のII整備事業のメニュー欄1の取組主体欄の(3)から(12)に掲げるもの	1/2以内 ただし、農産局長等が別に定める場合にあっては、農産局長等が別に定める率又は額以内とする。	1 補助事業者の名称の変更 2 補助金の増額 3 補助金の30%を超える減額	
	5 整備事業（生産基盤強化） （地域農業再生協議会長が定める産地パワーアップ計画に基づくもの） 国要綱別表2のII整備事業のメニュー欄の2に掲げる施設整備に要する経費		国要綱別表2のII整備事業のメニュー欄2の取組主体欄の(3)から(7)に掲げるもの	1/2以内	1 補助事業者の名称の変更 2 補助金の増額 3 補助金の30%を超える減額	

※ 補助対象経費が工事請負費及び委託費の場合は、県内事業者が施工及び実施したものに限り補助対象とする。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りではない。